

掛川市条例第12号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第31条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p>	<p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、<u>法第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とする。</u>この場合において、当該申請の際、法第30条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、<u>変更（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関して同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とし、計画に法第29条第3項に掲げる事項を新たに追加する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請</u></p>

(1)・(2) (略)

とみなして前項の規定を適用して算出する。この場合において、当該申請の際、法第31条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。
(1)・(2) (略)

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条の規定の施行の日から施行する。